

千葉県まちづくりアドバイザーの登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県やってみようよまちづくり支援制度要綱（以下「要綱」という。）により派遣されるまちづくりアドバイザーの登録及び職務に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくりアドバイザーの資格)

第2条 登録を申請できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 都市計画、建築設計及び造園その他まちづくりに関する教育課程を修了し、5年以上専門研究又は実務に携わっている者
- (2) 建築協定の運営等、まちづくり活動の経験が豊富でまちづくりアドバイザーとしてふさわしいと市長が認めた者
- (3) まちづくりに関するその他専門分野で知識、経験又は能力を有すると市長が認めた者

(登録の申請)

第3条 まちづくりアドバイザーの登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) まちづくりアドバイザー登録申請書（様式第1号-1）
- (2) まちづくりアドバイザー経歴書（様式第1号-2）
- (3) まちづくりアドバイザー登録者票（様式第1号-3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(選定)

第4条 市長は、まちづくりアドバイザー登録申請書が提出されたときは、次条に定める選定委員会に諮り内容を審査するものとする。

- 2 選定は、隔年度毎に行うことを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、臨時に選定することができる。この場合の選定有効期間は、次の定例の選定までとする。

(選定委員会)

第5条 市長は、まちづくりアドバイザーの可否及び第10条に定める登録の抹消に関する事項を審査するため、選定委員会を置く。

- 2 選定委員会の会長は、都市局都市政策課長とし、委員は別表のとおりとする。

(登録)

第6条 市長は、まちづくりアドバイザーの選定を決定したときは、まちづくりアドバイザー登録名簿（以下「名簿」という。）に登録し、閲覧に供するものとする。

2 市長は、まちづくりアドバイザーを名簿に登録したときは、当該申請者に登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（職務）

第7条 まちづくりアドバイザーの職務は、市民の主体的なまちづくり活動業務に対し、専門的な助言・指導等を行うものとする。

（禁止事項）

第8条 まちづくりアドバイザーは、その名称を個人の業務に用いてはならない。

2 まちづくりアドバイザーは、業務上知り得た事項を一切他に漏らしてはならない。

3 まちづくりアドバイザーは、登録期間中において本要領に定める職務に関して市民から報酬を得てはならない。

（登録期間）

第9条 まちづくりアドバイザーの登録期間は、登録の日から2年とする。

2 第4条第2号但し書きの規定により選定されたまちづくりアドバイザーの登録期間の末日は、前号の規定にかかわらず、次の定例の選定委員会が開催される日までとする。

（登録の抹消）

第10条 市長は、登録を受けたまちづくりアドバイザーが、この要領で定める事項に違反したとき、その他まちづくりアドバイザーとして不適当な行為を行ったときは、選定委員会に諮り登録を抹消することができる。

（報酬）

第11条 要綱第11条第1項に基づく講師の謝礼及び要綱第21条に基づく派遣に対する謝礼は、1回につき3万円とする。

（担当窓口）

第12条 この要領に定める事項についての事務は、都市局都市部都市計画課が行う。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

(平成17年度に登録を行うアドバイザーに対する措置)

2 平成15年度に登録を行ったアドバイザーの登録の有効期間は、第9条の規定に係わらず、平成18年10月11日までとすることができる。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別 表 選定委員会構成員

会 長	都市局都市政策課長
委 員	都市局都市部都市計画課長
委 員	都市局都市部市街地整備課長
委 員	都市局建築部住宅政策課長
委 員	都市局建築部建築指導課長
委 員	都市局公園緑地部緑政課長
委 員	都市局都市政策課都市景観デザイン室長
事務局	都市局都市政策課施策調整班

様式第1号-1

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏 名	
--------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

まちづくりアドバイザー登録申請書

千葉市まちづくりアドバイザーの登録に関する要領第3条の規定により、まちづくりアドバイザーの登録申請をします。

まちづくりアドバイザー経歴書

年 月 日現在

フリガナ			性別
氏名			
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
職業			
勤務先名			
勤務先住所			
勤務先電話番号		FAX番号	
実績	年 月～年 月	学歴等	登録要件
	～	学歴	
	～	研究又は実務歴	
経験	地区名・事業名	活動内容	
資格	免許・資格 (登録年月日・登録番号)		
	(年 月 日)		
	(年 月 日)		
	(年 月 日)		

まちづくりアドバイザー登録者票（閲覧用）①

フリガナ		
氏名		
	(写 真) 3.5 × 4.5 cm	
派遣 専門 分野	地区計画に関すること	
	建築協定に関すること	
	まちづくり協定に関すること	
	その他 ()	
専 門 分 野 に 関 す る 実 績 等	分 野	実 績 等
備 考		

様式第 1 号 - 3

まちづくりアドバイザー登録者票 (閲覧用) ②

まちづくりに関する P R

様式第2号

千 第 号
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市まちづくりアドバイザー登録決定通知書

下記のとおり、千葉市まちづくりアドバイザーの登録を決定したので、通知します。

登録番号

登録期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで